

# 月刊 労運研レポート 号外

2019年1月5日号

## 第7回労働運動研究討論集会を成功させよう

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第7回労働運動研究討論集会 基調報告(案)・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2P |
| 第2回実行委員会の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 6P |
| 第7回労働運動研究討論集会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・     | 8P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田5-10-2 日港福会館4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

## 労働者・市民の共闘で

### 8時間働けば暮らせる社会の実現を！

## 第7回労働運動研究討論集会の基調報告（案）

### 1 2019年の労働運動の課題

- (1) 2013年以來、毎年、全国の仲間が集い労働運動研究討論集会を開催してきました。今年で7回目を迎えます。今年は、「働き方改革」法の施行、統一自治体選挙、参議院選挙、消費税引き上げと課題が目白押しです。また、安倍首相は、自衛隊を銘記した憲法9条の改正に血道をあげています。労働現場の闘いにおいても、平和・護憲運動においても、労働組合の真価が問われる年です。
- (2) 労運研は、新自由主義にもとづく構造改革・規制緩和路線と対決し、憲法が保障する労働基本権を行使して闘い、新しい労働運動の創造とその担い手の育成を基調に、総がかり行動を貧困・格差・差別をなくす労働運動の立場から担ってきました。官製春闘と「働き方改革」体制ともいえる枠組みの中で、旧来の運動を脱皮して新しい労働運動をつくることができるのか、労運研の挑戦が試されることになります。
- (3) 労働運動の課題は、職場から闘いをつくりあげ、労働条件の総点検をおこない、差別賃金を撤廃し、長時間労働をなくし、地域における労働者の共闘を実現し、市民運動とも連携して、最低賃金を引き上げ、公共サービスの充実など、職場と地域を結びつけて大衆運動をつくとともに、安倍の9条改憲を阻止しする運動を担い、統一自治体選挙、参議院選挙を闘い、野党の躍進を勝ち取り、安倍を退陣させることです。

### 2 「官製春闘・働き方改革」体制を突き破る大衆闘争の組織化を

- (1) 日本は1990年前半にバブルが弾け、経済のグローバル化の中で新自由主義による激しい国際競争の渦に叩きこまれ、倒産、リストラの嵐が吹き荒れました。日本経済は1997年をピークにこの20年間ほとんど成長していません。2012年12月の第二次安倍政権成立と同時に始まった国内の景気拡大は、戦後最長となろうとしています。平均成長率1.2%です。企業業績は好調で大企業の内部留保は増え続ける一方、労働分配率は低下しています。労働者に支払われる賃金総額は1997年の279兆円をピークに2016年は254兆円に落ち込んでいます。
- (2) 賃金低下の大きな要因は、非正規雇用、ワーキングプアといわれる貧困層が増大し、貧富の格差が拡大したことです。大企業労働者が自らの雇用と労働条件を守るために、リストラの実施、下請企業へのコストカットを容認したため、雇用が不安定で低賃金で働く非正規労働者の増加を招いたことも事実です。

- (3) 日本の労務管理の特徴は、終身雇用、年功賃金、企業別労働組合といわれます。1976年に日経連の桜田武専務理事が「労使安定帯」論を唱えたように「企業社会」が日本社会を支えてきました。1995年に日経連が「新時代の日本的経営」を発表し、外部労働力の活用促進が非正規労働者の増大を生みだしました。2008年のリーマンショックにより「年越し派遣村」が出現したように、職を失うことが住居も失うことになる派遣労働者の悲惨な働き方が問題になりました。
- (4) 安倍政権の支持率が高い背景には、多くの労働者の期待があることも事実です。安倍政権は官製春闘や最低賃金の引き上げなどで大企業労働者や非正規労働者を取り込む努力をしてきました。「働き方改革」は、「一億総活躍プラン」の一環として「少子高齢化」社会、労働力人口の減少時代の労働力対策として、また「AI時代」の働き方を模索・想定しながら、生産性向上、労働参加率向上を意図したものです。そして、若者、女性、高齢者、外国人を低賃金で活用しようとしています。「働き方改革」の問題は、「均衡」という日本的「同一労働同一賃金」によって企業規模・系列、雇用形態による賃金格差を容認する制度を確立したこと、職務・能力の基準、人事評価制度をつくることを事業者に（努力）義務付けることによって労働市場のルールづくりの権限を事業者に与えたことです。終身雇用、年功賃金を崩しつつ、非正規労働者を「限定正社員」などと称して差別構造を温存したまま企業秩序のなかに取り込むものです。
- (5) 結成30年を迎える連合は、賃金の「上げ幅」のみならず「賃金水準」を追求する闘争を強化していくことにしています。しかし、要求額も妥結額も公表しない風潮がひろまるならば、労働者の団結も、企業別組合の弱さを克服するために始まった「春闘」という「共闘」による労働者の連帯も失われることとなります。また、2000年代、日本の企業は、金融主導経済の下で短期経営、株主利益を重視するようになり、「生産性三原則」はすでに企業から見放された論理になってしまいました。にもかかわらず、企業別交渉を重視する姿勢は、大企業労働者の労働条件向上が中小企業労働者や非正規労働者にも波及していくというトリクルダウン論でしかありません。
- (6) 労運研は18春闘時、「働き方改革法案」に反対して、労働法制改悪反対を訴える全国キャラバンを応援しました。連合は高プロに反対しましたが、他の項目には賛成しました。労働法制改悪反対実行委員会は、長時間労働そのものに反対するとともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」に示される考え方が格差賃金を固定化するのとして、さらに雇用対策法による労働者支配の強化に反対し、「8時間働けば暮らせる社会」の実現を訴えたわけです。今年こそ「8時間働けば暮らせる社会」をどう実現するのか、具体的な闘いが問われています。

### 3 本気で底上げをたたかい、差別・競争社会を変えていこう

- (1) 高度成長時代では、賃金の「上げ幅」が重要でした。大企業と中小企業の賃金格差はありましたが、全体の賃金が上がっていたので、賃金格差はあまり大きな問題にはなりません。賃上げの波及効果もあり、総評が社会構造的にも労働者を代表する勢力と位置付けられる時代でした。

- (2) ゼロ成長・低成長時代では、まともな暮らしを実現する「賃金水準」が問題になります。「経済成長分+物価上昇分+生活向上分」という高度経済成長時代の賃金要求には限界があります。長時間労働は他人の雇用を奪うこと、正規労働者の賃上げだけでは低賃金労働者をつくることという問題意識をもって闘うことが必要です。生産性向上競争を煽る形で賃金引き上げを図るのではなく、若者、女性、高齢者、外国人などの賃金は低いのが当然と考えるのではなく、労働者が人として希望をもって生活できる社会づくりをめざして、まず、自らの持ち場である労働現場から、貧困をなくし、賃金の底上げを図り、「均等」原則にもとづく「同一労働同一賃金」を実現し、分かち合い、支え合いの労働運動をつくることです。
- (3) 重要な環は、最低賃金の大幅に引き上げです。最低賃金引き上げによって影響を受ける労働者数は増えています。日本の最低賃金の基本的な問題点は、支払い能力論を前提としているので水準が低い、地方格差が大きい、労働者の意見が反映しにくい決定プロセスなどです。議会や審議会の対策も重要ですが、何よりも多くの労働者によって企業を超えた大衆闘争をつくり上げることが必要です。さらに市場競争に巻き込まれてしまった公共サービス分野を、働く者や国民の生活を支える重要な社会生活基盤として取り戻すことが必要です。そして、労働時間と生活時間の関係、最低賃金と生活保護との関係、地域間格差、社会的な生活基盤、税制などを問題にしなが、市民運動とも連携した運動をつくることが重要です。

#### 4 憲法改悪を阻止しよう

- (1) 安倍は憲法 9 条の改憲を何が何でもやり遂げようとしています。かつて、中曽根首相は「国労をつぶし、総評をつぶし、社会党をつぶして新しい憲法を安置する」と言いました。彼らの言う「戦後政治の総決算」「戦後レジュームからの脱却」の完成が近づいています。改憲問題は歴史認識問題でもあります。大日本帝国の侵略・植民地政策をどう総括するのか、「再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」して制定された日本国憲法をどう評価するのか、日本国民のアイデンティティーが問われています。
- (2) 第一次世界大戦の反省から生まれた国際労働機関（ILO）は、国際労働基準を定めることで世界的な市場争奪競争による戦争を防止する目的でつくられました。ILO のフィラデルフィア宣言には「労働は商品ではない」「一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である」という有名な言葉があります。
- (3) いま世界は時代の大きな転換点を迎えています。リーマンショックの克服を新自由主義路線の継続で乗り切るのか、持続可能な社会づくりで乗り切るのか、米中貿易戦争を進展させ新冷戦体制を築くのか、朝鮮半島の非核化・平和構築によって戦後冷戦体制を終わらせるのか、自国第一主義か、平和共存か、民族排外主義か、多民族多文化共生社会かなど、社会の分岐点でもあります。
- (4) 憲法改悪を阻止するために、労働組合は、日本国憲法の前文とともに、9 条（戦争放棄、軍備及び交戦権の否認）、13 条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）、18 条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）、25 条（生存権、国の生存権保護義務）、

26条（教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償）、27条（労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止）、28条（労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権）の意味をしっかりと噛み締め、労働現場から、戦争、原発、貧困、差別を許さない総がかり行動を担っていかねばなりません。

## 5 大衆闘争を軸とした新しい労働運動づくり

- (1) 労働組合は何のために存在するのか、誰のために活動するのか、もう一度問い直さなければなりません。労働は人が生きるために必要な社会的行為です。労働力は売っても、命や健康、人格や尊厳を売っているわけではありません。どうして「生産性向上せざる者は人間にあらず」という労働社会になってしまったのか、主体的に総括する必要があります。弱い立場にある労働者の武器は団結です。ひとりひとりを大切にす民主主義をつくり、分断を許さない労働組合をつくる必要があります。
- (2) そのためには高度成長時代の労働組合の考え方、活動イメージを脱皮する必要があります。男性正社員・専業主婦という家族モデルを前提にした総評賃金綱領の考え方、日本的労働組合主義による経済闘争と政治闘争の分離と社会的労働運動の弱体化、官僚的・独善的な労働組合の組織運営などを反省し、若者、女性、高齢者、外国人の働く権利を確立し、働きやすい労働環境・社会環境の整備を図るために、大衆に根差した運動をつくり上げることです。
- (3) 新しい労働運動は、運動を通じてつくり上げるものです。政党には主義主張による選別・排除があるのは当然ですが、野党共闘は様々な分断攻撃を受けながら共闘を維持しています。大衆組織である労働組合では選別・排除があってはならないのです。団結してこそ労働者であり、団結してこそ労働運動です。
- (4) 団結をつくるためには、非正規労働者を含めた現場における要求をつくり、企業に対して、企業で解決できない問題は業種別・産業別に、さらに解決できない問題は自治体や国に対して要求していくことです。要求を実現するための交渉主体をどのようにつくるのか、共闘をどのようにつくるのか、それを考え、つくり上げるのが労働組合の仕事です。企業を超えた幅広い運動を展開し、労働組合に結集できていない人にも「見える」「参加する」運動をつくる必要があります。
- (5) 新しい労働運動の創造をめざす労運研は、労働者のための運動づくり、地域共闘づくりと全国的な連携、相互の運動交流の促進に役立つ組織として活動します。

以上

## 第 2 回実行委員会報告

# 討論の組織化について真剣に議論

第 7 回労働運動研究討論集会に向けて第 2 回実行委員会が 12 月 23 日、東京で開かれた。年末の忙しい時期であったので参加者は少なかったが、討論集会の議論をどのように組織するのか、熱心に議論した。以下、議論のポイントとなった点を記載する。

**基調報告案**について。今回の討論集会は、どのように闘うかが問われる討論集会なので、特別講演を依頼しないことになったため、基調報告の役割は重要である。

1976 年の「労使安定帯論」、1995 年の「新時代の日本的経営」について、「働き方改革」が新たな労務管理政策であるという認識である。「働き方改革」は、増大した非正規労働者を、差別構造を前提としつつ企業支配秩序の大枠の中に取り込むものである。安倍政権は、大企業労働者に対しては「官製春闘」を、非正規労働者に対しては最低賃金の引き上げを行い、労働者を取り込むことには成功したが、賃金を引き上げて個人消費を拡大し、デフレからの脱却を図ろうとしたアベノミクスの意図は失敗している。大企業の内部留保が拡大し、労働分配率は低下するという結果を招いただけである。若者、女性、高齢者、外国人などを低賃金で働かせる状況は変わっていない。

来春闘は「脱官製」と言われているが、要求額も妥結額も公表しないのであれば、闘うことの放棄であり、相場形成無し企業の内配分に過ぎず、「働き方改革」体制というべき企業秩序の枠組みでの交渉になってしまう。

闘いは我々が作りださなければならない。非正規労働者、若者、女性、高齢者、外国人など低賃金で働いている人は、「同一労働同一賃金」によって差別がなくなると期待している人が多い。そのエネルギーを吸い上げ、「均等」による「同一労働同一賃金」を求めて闘うことが必要となる。また、共通の闘いになるのは最低賃金の引き上げである。選挙があるので全国キャラバンのような取り組みはできないが、地域で共闘をつくり上げ、企業を超えたたたかいを組むことが重要である。女性や外国人などの働く環境が整備されていないので、市民運動とも連携して公共サービスを取り戻す闘いを組織することが重要である。そして、労働者・市民の要求を反映する野党候補を応援して選挙を闘うことである。

このように、方向性は示すことができたが、具体的な闘い方までは提起していない。それは、現場の闘いの報告の中から共通項を探っていくべき課題であるということになった。分科会は、民間、公務員の区別をしないので、それぞれの分科会に民間、公務員が分かれるようにしてほしい。

**第一分科会の「差別賃金・長時間労働をなくす闘い」**では、まず、差別賃金の実態を明らかにする。性別、年齢別、地域別、雇用身分別などによる賃金格差がないだろうか。定年延

長に伴い 55 歳や 60 歳を過ぎると賃金が下がる、嘱託だから賃金が低い、同一企業なのに地域によって基本給が異なるなど今まで見過ごしていた賃金差別を洗い出そう。住宅手当や家族手当を廃止しようという動きもある。

長時間労働をなくす闘いについては、高プロ導入阻止だけが課題ではない。36 協定の特別条項を結ばない、変形労働時間制導入などに対する措置、インターバル時間など、長時間労働に歯止めをかけていく。非正規労働者が増えて労働組合が 36 協定の当事者でなくなったケースもある。労働者代表制の民主的な選出を通じて労働側の意向を反映できるようにしていかななくてはならない。

日本的「同一労働同一賃金」を突破していくためには、あくまでも「均等」待遇に拘り、「待遇差の是正」を団体交渉事項にし、会社の説明に安易に納得しないことである。春闘要求が出来上がっているだろうから、持ち寄って要求の根拠を説明し合ったら有効な議論になるのではないか。

**第二分科会の「最低賃金の引き上げ、すべての労働者と連帯する闘い」**では、最賃闘争が全国共通の重要な闘いであることは共通の認識になってきたので、どう闘うかということ議論したい。地域格差の問題、地方最賃審議会に公開度チェックの問題がある。地域で最賃共闘をつくり、労働局や知事あてに最賃引上げを要望することも考えたい。職場の賃上げ要求と最賃闘争をどう連動させるのか、公契約条例による地域最賃、職種別最賃をどう連動させるのか、地域での共闘をどうつくるのが重要だ。指定管理者の下で働く労働者の労働条件の調査を行い、地域で一體的に闘える基盤づくりが必要である。

**第三分科会の「自治体非常勤労働者を組織し、公共サービスを取り戻す闘い」**の議論は遅れている。2019 年には会計年度任用職員に関する条例が作られ、職員募集が始まる。東京都が先行しているので交渉経過を聞きたい。予算が限られているので、一時金を支給することになれば、賃金が下げられる。質の高い公共サービスを実現するためには、公契約で公共サービスの質を確保し、予算も確保することが重要であり、市民とも連帯してつくり上げ監視していく体制も問題になる。

その他、特別報告として、沖縄辺野古新基地建設反対闘争、外国人労働者受け入れ問題のふたつの報告をお願いすることを確認した。また、地方からは組織で旅費・参加費を負担しないとなかなか参加できないので、報告をしてほしいと思う方には一定の財政援助をすることも検討することになった。

参加申し込みの締め切りは 1 月 17 日（木）、報告資料の事前提出は 1 月 24 日（木）まで。

## 第7回労働運動研究討論集会のご案内

- 1 日 時 2019年2月2日(土)14時～3日(日)正午
- 2 場 所 四季の宿 箱根路 開雲(箱根・湯本温泉郷)  
箱根登山鉄道「箱根湯本」駅下車、徒歩8分  
〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 521  
TEL 0460-85-6678
- 3 内 容
  - 基調報告
  - 分科会討論
    - 分科会① 差別賃金・長時間労働をなくす闘い
    - 分科会② 最低賃金の引き上げ、すべての労働者と連帯する闘い
    - 分科会③ 自治体非常勤労働者を組織化し、公共サービスを取り戻す闘い
  - 全体討論
    - 特別報告① 「辺野古新基地建設反対闘争について」 沖縄・中部地区労(予定)
    - 特別報告② 「外国人労働者受入れ問題について」 移住者と連帯する全国ネット
- 4 参加費 15,000円(資料代、会場費、夕食懇親会、宿泊、朝食費用を含む)
- 5 申し込み 申込書に記入の上、ファックスまたはメールで1月17日(木)まで申し込んでください。定員は80名です。定員になり次第締め切ります。
- 6 資料提出 事務局での報告資料の印刷を希望される方は1月24日(木)までに資料をメールで送って下さい。  
印刷物を提出される方、上記までに報告資料を送ることができなかった場合は、80部を「第7回労働運動研究討論集会提出資料」と明記して会場あてに送付するか、当日持参して下さい。  
(参加できない方の報告資料も受け付けます)

第7回労働運動研究討論集を成功させるため、賛同金カンパをよろしくお願ひします。